

令和2年3月4日

都道府県
指定都市
中核市
都道府県労働局

地域子ども・子育て支援事業主管部（局）

厚生労働省

大臣官房地方課
雇用環境・均等局職業生活両立課
子ども家庭局子育て支援課

新型コロナウイルス感染症による小学校等の臨時休業に伴う支援について

新型コロナウイルスの感染防止策としての小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの保護者である労働者に対し、①休職せざるを得ない場合の所得減少に対する支援策に関する情報や②子どもの一時預かり先に関する問い合わせ先を一括して提供することができるよう、下記の対応をお願いします。

記

1 基礎自治体における対応

別添1の「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金」(※)に関するリーフレットを子ども・子育て支援担当窓口を設置し、利用者に周知するとともに、必要に応じ労働局特別労働相談窓口を案内すること。

(※) 小学校等が臨時休業により保護者が休職した場合等に、非正規雇用の方を含め、労働基準法の年次有給休暇とは別に、有給の休暇を取得させた企業に対する助成制度

また、各自治体のサイト中の放課後児童クラブに関する情報を掲載している箇所に、可能な範囲で、別添1の「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金」リーフレットを添付すること。

2 各労働局における対応

(1) 別添1の「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金」に

関するリーフレット及び別添2の「放課後児童クラブ」(※)等に関するリーフレットを労働局特別労働相談窓口を設置し、利用者に周知するとともに、「放課後児童クラブ」等に関する相談については、各基礎自治体の窓口を案内すること。

(※) 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校の子どもたち(放課後児童)に対し、授業の終了後に小学校や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図る場

(2) 各労働局のホームページに掲載している特別労働相談窓口に係る情報に別添1の「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金」リーフレット及びリンク

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00018.html#Q4-2) 及び別添2の「放課後児童クラブ」等のリーフレット及びリンク

(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09871.html) を添付すること。